平成 21 年 8 月 25 日

各　　位

東京都千代田区三番町２８番地
アミタ株式会社
代表取締役社長　熊野英介
（コード番号：2490 大証ヘラクレス）
問合せ先 取締役経営管理本部長 清水太朗
電話番号（03）5215-8255（代表）

定款一部変更及び臨時株主総会の付議事項決定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 24 日付「単独株式移転による持株会社設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成 21 年 9 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会での承認決議等所定の手続きを経た上で、単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により、アミタホールディングス株式会社を設立することを、平成 21 年 7 月 24 日開催の取締役会において決議しております。

また、当社は、同日開催の取締役会において、本株式移転に係る株式移転計画について承認いただくための臨時株主総会を平成 21 年 9 月 28 日に招集することを決議しております。

当社は、今般、平成 21 年 8 月 25 日開催の取締役会において、本株式移転に係る株式移転計画について承認いただくための議案、及び当社の定款一部変更について承認いただくための議案を上記臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．臨時株主総会の日程及び付議議案

（１）臨時株主総会の日程

平成 21 年 9 月 28 日（月）

（２）臨時株主総会に付議する議案

①第 1 号議案　株式移転計画承認の件

②第 2 号議案　定款一部変更の件

２．定款変更の理由、内容及び日程等

（１）定款変更の理由

①当社の事業の内容をより明確にするため、及び当社の今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）において、事業の目的事項を追加・変更するものであります。なお、第 2 号議案のうち、事業の目的事項の追加・変更に係る定款変更は、平

成 21 年 9 月 28 日付で効力を生ずるものであります。

②上記臨時株主総会において「第 1 号議案　株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式移転の効力が発生しますと、株式移転設立完全親会社の設立の日に当社の株主は株式移転設立完全親会社である「アミタホールディングス株式会社」1 名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴い、当社は定時株主総会の基準日制度を廃止することとし、現行定款第 12 条の定時株主総会の基準日に関する規定を削除するとともに、現行定款第 13 条以下の各条項を各 1 条ずつ繰り上げるものであります。

なお、第 2 号議案のうち、定時株主総会の基準日に関する規定の削除に係る定款変更は、第 1 号議案が原案どおり承認可決されること、平成 21 年 12 月 31 日の前日までに第 1 号議案において承認いただきました本株式移転に係る株式移転計画の効力が失われていないこと、及び本株式移転が中止されていないことを条件として、その効力を生ずるものであります。

また、定時株主総会の基準日に関する規定の削除に係る定款変更の効力発生日は、平成 21 年 12 月 31 日といたします。

当社は、これらを附則に定め、効力発生日をもって当該附則を削除するものであります。

（２）定款変更の内容

（下線は変更部分）

現行定款	変更定款案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）～（14）　[省略]	（１）～（14）　[現行どおり]
（15）企業が委託する情報処理システム開発に関する受託業務	（15）情報処理システムの開発、賃貸および販売に関する業務
（16）～（48）　[省略]	（16）～（48）　[現行どおり]
［新設］	（49）飲食業経営ならびに飲食物の製造および販売に関する業務
［新設］	（50）金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業

(49) 前各号に附随する一切の事業	(51) 前各号に附随する一切の事業
第３条～第 11 条　［省略］	第３条～第 11 条　［現行どおり］
(基準日) 第 12 条　当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。	［削除］
第 13 条～第 49 条　［省略］	第 12 条～第 48 条　［現行どおり］
附則 第１条～第３条　［省略］	附則 第１条～第３条　［現行どおり］
［新設］	第４条　第 12 条（基準日）の削除は、平成 21 年９月 28 日開催の臨時株主総会において第１号議案「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、平成 21 年 12 月 31 日の前日までに平成 21 年９月 28 日開催の臨時株主総会において承認された株式移転計画の効力が失われていないこと、および当該株式移転計画に係る株式移転が中止されていないことを条件に、平成 21 年 12 月 31 日をもって効力を生ずるものとする。 なお、本条は当該効力発生日をもってこれを削除する。

（３）日程

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 21 年 9 月 28 日（月）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 9 月 28 日（月）（予定） （事業の目的事項の追加・変更について）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 12 月 31 日（木）（予定） （定時株主総会の基準日に関する規定の削除について）

※但し、定時株主総会の基準日に関する規定の削除に係る定款変更の効力発生につきまして

は、上記臨時株主総会において「第 1 号議案　株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、平成 21 年 12 月 31 日の前日までに承認をいただいた本株式移転に係る株式移転計画の効力が失われていないこと、及び本株式移転が中止されていないことを条件とします。

３．株式移転計画承認の件

本件に関する詳細は、平成 21 年 7 月 24 日公表の「単独株式移転による持株会社設立に関するお知らせ」及び平成 21 年 8 月 25 日公表の「(変更)「単独株式移転による持株会社設立に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以上